

**令和3年2月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年2月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和3年 2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年2月19日(金) 午前9時30分～午前10時45分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 |           |

欠席委員 1人

農業委員 1人

9. 久米 彰義

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

副主任 山根 大雅

## その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

### 報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 土地改良事業の非農用地区域の設定について

### 報 告

報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

## 令和3年2月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 定刻が参りましたので、ただ今から令和3年2月定例総会を開会いたします。それでは、本日、机上にお配りしました資料の確認をいたします。①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回日程）、②令和3年度現地調査・定例総会・農家相談等日程表、③定例農家相談委員日程表、④令和2年度通常総会議案書です。こちらの議案書ですが、令和元年度の事業報告と令和2年度の事業計画が載っています。先月の総会で、年間の計画が載っているものが必要とのご意見をいただきました。この資料の14ページに、簡単な年間の計画と右の端に遊休農地の調査計画を載せていますので、ご参考にしてください。それでは、活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら本日の総会出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いいたします。次に、携帯電話は、電源を切るか、マナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から2月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。今日は何かとお忙しい中、2月定例総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。コロナウイルスも全国的には感染者が減少しているようですが、香川県では連日、陽性患者が発生しています。変異ウイルスも身近になってきているような気がします。コロナウイルスによって、各方面にいろいろ影響が出ています。丸亀市内の中学校では毎年、職場体験学習を2年生がやっています。今年は医療機関とか保育所とかスーパーマーケットとか、そういうところが受入をしてくれなかったのが、農業の方をお願いしますということで、増えたようでした。私の家にも今年初めて、綾歌中学2年生男女5人が訪れました。1月の28日・29日の、非常に寒くて、大風のときだったのですが、レタスの収穫から包装、箱詰め、そしてほ場の片付け、そういうことをしていただきました。朝のうちに農業の大切さ、また食料の大切さをしっかり勉強をしていただきました。4、5日経ってから礼状と感想文を先生が持ってきていただきました。その中で農業の大切さと、それから大変さがよくわかった。それから日本がこんなにたくさん、食べ物を輸入しているということを聞いて、びっくりしたと、また、今回の学習体験を将来のために生かしていきたいという、ありがたい感想文をたくさんいただきました。これから子供さんたちだけではなく、農業者以外にも食料・農業・農村の大切さということを啓蒙・啓発をしていくことが非常に大切だと思っています。また委員の皆さんにおかれましても、いろんな機会をとらえて、そういう啓発活動もお願いしたいと思っています。それでは、座って議事を進めます。本日の出席委員は15人で過半数の方が出席をされていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、16番の松下委員と1番の大西委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議

題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「その他」です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農林水産課・栗岡です。令和3年2月1日締切分の2月分丸亀農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更について、ご報告いたします。座って、説明いたします。お手元の変更等理由書（総括表）をご準備ください。ホッチキス止め1枚目の変更等理由書、続いて、位置図があります。参考にしてください。それでは、表に戻っていただきまして、順に読み上げます。

番号2の1、綾歌町栗熊西・・・面積83㎡を・・・が宅地として利用します。

番号2の2、綾歌町富熊・・・756㎡のうち408㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号2の3、飯山町真時・・・704㎡のうち477㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号2の4、飯山町真時・・・704㎡のうち60㎡を・・・が宅地拡張を行います。

裏面をご覧ください。変更区分・地域別の内訳を表示しております。2月分の合計ですが、4件、自己住宅4件、1,028.00㎡となっています。以上となります。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものいたします。栗岡さん、ありがとうございました。それでは、議題2「その他」ですが、事務局、何かありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他については、ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果について」、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、定例農家相談会の開催結果を報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は、1月27日水曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は、2月5日金曜日、大口委員で、綾歌市民総合センター開催分は、2月10日水曜日、松岡会長で、それぞれ午前9時から正午まで行い、飯山市民総合センター開催時に1件相談がありました。飯山市民総合センター開催時の相談内容は、相続した農地の農業振興地域からの除外についてでありました。相談者は農地を相続しましたが、草刈りなどの管理の他に、水利費や入作料などもかかり、赤字になり、機械も古く、農業をするつもりはな

いそうです。そこで、農地を転用して売りたいと思い、不動産会社に相談しましたが、農業振興地域に入っており、除外は難しいと言われました。農業振興地域からの除外はできないかとの相談でありました。農業振興地域とは、今後相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域でありまして、その指定は国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づき、都道府県知事が行います。その中の農用地区域は、農業振興地域内における集团的に存在する農用地や土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性が高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。この農地を農業以外の目的で使用をする場合には農用地区域からの除外が必要になります。これらのことから、農用地区域からの除外は農林水産課で相談はできますが、その除外には諸条件がありまして、申請により簡単に外せるものではないことを説明いたしまして、農林水産課を案内いたしました。また、農地のまま売買することもできる話もしましたが、売却価格が安いのではないかなどで、あまり乗り気ではなかったと聞いています。次回の農家相談の開催予定についてお知らせいたします。飯山市民総合センター開催分は、2月26日金曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は、3月5日金曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は、3月10日水曜日、平池委員の担当で、それぞれ9時から正午までとなっています。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） それでは資料といたしまして、令和3年度現地調査・定例総会・農家相談等日程表と定例農家相談委員日程表をご覧ください。まず、令和3年度の現地調査・定例総会・農家相談等日程表をご覧ください。表の左から説明いたしますと、左の端に月があります。その右が申請締切日です。基本、5日締めですが、土日や祭日で変わります。基本的には前倒しとなります。それから事務審査は、書類を審査し、現地調査の連絡をいたします。基本的に締切日の次の日で、現地調査はその次の日になります。次が議案送付日で、その次が定例総会の日となっています。5月は、通常総会と定例総会を行いますので、開催時間が9時開会ということで30分早くなります。それから、通常総会では、本日の資料にありました通常総会議案書で、前年度の事業報告と当該年度の事業計画などについて説明し、承認をいただきます。また、12月は忘年会があれば、会の開催時間が変更になります。それで右の端が農家相談の日程になります。別紙の定例農家相談委員日程表が出席委員の予定です。4月からは、相談受付が9時から11時になります。市の広報でも周知をいたしますが、もしも聞かれた場合は、開催時間や場所と、できれば事前に農業委員会に予約の連絡をしていただくよう、お伝えください。よろしく申し上げます。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。事務局、その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題について読み上げをいたします。議案書をご覧ください。

議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第12号「農地改良事業の非農用地区域の設定について」、

報告といたしまして、

報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、郡家町・・・面積 15.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

2番、郡家町・・・面積 15.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、1番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

3番、垂水町・・・面積1,187.00㎡【議案読み上げ】

この案件は譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田西・・・面積996.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画でされています。

5番、飯山町上法軍寺・・・面積953.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

6番、飯山町上法軍寺・・・面積22.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7番、飯山町東小川・・・面積763.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

8番、飯山町東坂元・・・面積180.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できることと見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決いたします。議案第8号「農地法第3条第1項の規定による

許可申請」について整理番号1番から8番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ありがとうございます。特にご異議も無いようですので、議案第8号「農地法第3条許可申請」8件は原案どおり許可することに決定いたします。次に、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは3ページをお開きください。議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、津森町・・・合計面積825.85㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和47年頃、農地を造成し、宅地への進入路として利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・合計面積480.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和47年頃、農地を造成し、宅地への進入路として利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積1,614.55㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成12年頃、農地を造成し、車庫を設置するなど、隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。この申請地は、農用地区域外農地で、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地は転用不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」3件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（大西良明君） それでは、4ページをお開きください。議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は28件です。

1番、津森町・・・合計面積956.23㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、金倉町・・・合計面積2,363.34㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

3番、中津町・・・合計面積1,902.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成8年頃、農地を造成し、資材置場として利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用を解消するため、所有権移転売買を行い、新たに事務所を整備するなどし、引き続き事業用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、山北町・・・合計面積1,817.97㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページをお開きください。

5番、柞原町・・・合計面積 1,394.34 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、敷地拡張して車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、郡家町・・・合計面積 7,535.15 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、職員用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、三条町・・・合計面積 1,524.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業機械の進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

8番、三条町・・・合計面積 3,066.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅12棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯野町東分・・・合計面積 658.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、平成2年頃に農地を造成し、これまで資材置場として利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、貸事務所1棟の建築整備を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・合計面積 995.64 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

11番、垂水町・・・面積 490.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用

地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2番、垂水町・・・面積 271.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場などの造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3番、土器町西七丁目・・・合計面積 1,019.20 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場や資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

9ページにかけてですが、

1 4番、綾歌町岡田東・・・合計面積 509.55 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場や駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5番、綾歌町岡田西・・・面積 415.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 6番、綾歌町岡田西・・・面積 260.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えます。

10ページにかけてですが、

1 7番、綾歌町岡田西・・・合計面積 2,820.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル20基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 8番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 4,676.17 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

19番、綾歌町栗熊東・・・合計面積222.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地は、転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えます。

20番、綾歌町栗熊西・・・面積546.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の利害に該当するものと考えます。

21番、綾歌町富熊・・・1,783.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画周辺における候補地の選定により転用できるものと考えます。

22番、綾歌町富熊・・・合計面積1,267.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼倉庫の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画時周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12ページをお開きください。

23番、綾歌町富熊・・・合計面積1,114.62㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、来場者用駐車場の造成整備を図るものですが、利用期間終了後、速やかに、農地に復旧するというものです。また、申請地は農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、転用時期が令和3年5月31日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

24番、飯山町東小川・・・合計面積 624.94 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

25番、飯山町東小川・・・合計面積 624.94 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、物置1棟の建築整備及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

26番、飯山町東小川・・・合計面積 767.11 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13ページをお開きください。

27番、飯山町川原・・・面積 967.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

28番、飯山町川原・・・面積 498.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上28件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは採決いたします。議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から28番までの各案件を許可相当することに、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、本案件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、議案第11号につきましては、差替分として、別にお送りしております議案の方をご覧ください。議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」です。これは「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで、貸し借りの効力が発生するというものです。

申請件数はあわせて49件、筆数が115筆、面積109,818.23㎡です。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項などの要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようでありますので、議案第11号「農用地利用集積計画の決定」について49件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。次に、議案第12号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、最初の議案書の方に戻っていただきまして、38ページをお開きください。議案第12号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積15.00㎡【議案読み上げ】

この案件につきましては、38ページから43ページにかけて記載しているとおりで、農地耕作条件改善事業・・・地区区域内にある申請地で事業を行うに当たり、現地を確認したところ、既に墓地の一部として利用されている土地に、隣接する農地の一部が含まれていることがわかり、現状に合わせた区画整形のため、非農用地区域を設定することといたしたいので、昭和49年7月12日付49構改B第1241号農林省構造改革局長通知「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度等との調整措置について」の記の第2(1)のアに定めるところにより、丸亀市・・・町土地改良区が農業委員会の意見を問うものです。現地は、農地法施行以前から墓地の一部として利用されております。農用地の位置、面積、その他、特に問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松岡繁君) ご異議無いようでありますので、議案第12号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」は異議のない旨、回答いたします。それでは報告事項に移ります。報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を事務局から一括して報告いたします。

●事務局次長 (大西良明君) それでは44ページをお開きください。報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は3件です。

1番、垂水町・・・合計面積3,156.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月24日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

46ページにかけてですが、

2番、広島町江の浦・・・合計面積5,771.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成26年12月24日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、綾歌町岡田下・・・合計面積1,315.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年1月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続きまして、47ページをお開きください。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。案件は3件です。

1番、三条町・・・面積721.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の件で設定をしていたのですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。なお、先ほどの議案第10号8番で申請があったとおりです。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積1,267.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定していたのですが、自作のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

48ページをお開きください。

3番、綾歌町富熊・・・面積1,411.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたのですが、転用

のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。なお、先ほどの議案第10号23番で申請があったとおりです。

以上、第5号から6号まで報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、報告事項を終わります。以上で、2月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。なお最後に、毎月委員の皆さんからご意見、ご質問をお話ししていただいています。本日は2人の委員に発言していただきます。

（各委員発言）

●事務局長（小西裕幸君） それでは、来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせいたします。3月19日水曜日午前9時30分から本館2階第3会議室、こちらの会場の方で開催いたします。ちなみに3月22日から新庁舎の方に移りますので、4月からは新庁舎の2階の会議室を予定しております。なお、毎月総会の日（月）の午後に農地利用最適化推進員に出席いただきまして連絡会を開催していましたが、本県がコロナウイルスの感染拡大防止対策期に入り県知事からも感染拡大防止対策の徹底が通知されていることを踏まえまして、2月の農地利用最適化推進委員連絡会も中止としています。次に、現地調査についてお知らせします。農地転用等の締切日が3月5日金曜日になります。土日がありますので、3月9日火曜日に現地調査を行います。関係委員の皆様には、8日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。連絡は以上です。ありがとうございます。

（午前10時45分終了）